

愛媛県における意思疎通支援者の 登録にあたっての留意事項

「愛媛県における意思疎通支援者の登録」は、愛媛県意思疎通支援事業実施要綱（第6条、第7条）及び次の留意事項に基づき実施することとします。

なお、本留意事項において使用する単語を次のとおり定義します。

- ◆意思疎通支援者：手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員
- ◆手話通訳士：手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- ◆手話通訳者：手話通訳者全国統一試験の合格者
- ◆手話奉仕員：手話奉仕員養成研修の修了者
- ◆要約筆記者：全国統一要約筆記者認定試験の認定者
- ◆要約筆記奉仕員：要約筆記奉仕員養成研修の修了者

1 県への登録

県への登録は、原則、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者とします。

ただし、次の①から③のいずれにも該当する者は、上記の者と同等として登録することができます。

- ①各市町の意思疎通支援者派遣事業に登録している手話奉仕員又は要約筆記奉仕員のうち、派遣の実績がある者。
- ②大会等における手話通訳や要約筆記の経験がある者。
- ③関係機関からの推薦がある者。